

平壤至釜山經由

平壤至釜山

5-0668

0230

原簿

警政務司

公信第四〇號

六二二一號

帝國軍人援護會寄附金送付件

當地在留内外人ノ帝國軍人援護會寄附金申込候付其金百拾志田也別紙第一銀行為替手形差込候間可然御取斗相成様致度此段申進候故具

在平壤分館主任

明治三十七年四月廿九日

副領事 新庄 順貞 分館主任

外務大臣官房會計課長西村賤夫殿

三十七年五月卅日

在平壤分館(平壤)

記

一金五拾四也

伊藤 佐七

一金五拾四也

齊藤 久太郎

一金五拾志田也

米國人

内

一金拾四也 W. H. Hunt 一金五也 Miss Kirkwood

一金 G. Lee 一金 Mrs. Webb

一金 J. J. Molyett 一金 W. N. Blair

一金志田也 G. Ross 一金 E. W. Koons

5-0668

0239

文書課長

明治廿七年五月十七日發受

金券添附



明治廿七年五月十三日起草
同日發遣

主任

坂田

政務局長

會計課

切符

外務省取寄

多必軍人檢査令

送附令送付

外務省

陸心平儀在留人及未去人

在記の通令者五十七名自費金の高

附送之方中一紙送在日元打社

副送事了り我々が助成金交付

百廿五名に付送了り送金収上り

給収証書に付送了り

記

一金五拾圓

伊藤信七

五月十七日五月廿一日

5-0668

0240

一 金五拾五圓

新橋二丁目

一 金五拾五圓

本町

内訳

一 金拾圓

Mr. H. Hunt

一 金

G. Lee

一 金

J. J. Hoffmann

一 金五圓

E. Ross

一 金五圓

Miss Richmond

一 金五圓

外務省

一 金

Miss Wells

一 金

Mr. N. Blair

一 金

E. W. Lewis

(おのり生島乃重等ノ上乗附)

物年境早急方(1855年)接附、高附也

甲の書局に在り

5-0668

0241

明治卅七年五月二十日接受

主官 政務局

受領印

公信第四四號

受第七一九二號

帝國軍人援護會寄附金送附件

各月十九日付公信第四四号ノ以當地在留米國人エスエーモフエント
外七名ヨリ帝國軍人援護會ノ寄附金五拾陸圓及御送付候處今
般當地在留米國人イーデー、フルウニル外七名ヨリ同會ノ金五拾陸圓
寄附申込候然處今會ノ寄附金五拾陸圓以上限ラレ候次第モ
有之候間前記モフエント外七名ヨリ寄附金ト同口トシ可然御
取斗相成様致度此段申進候故具

明治三十七年五月十一日 在平壤公館主任

副領事 新庄 順貞

在平壤
分館主任
任之章

外務大臣官房會計課長 西村 賤夫 殿

在外公館(平壤)

追ノ本寄附金五拾六圓ハ別紙第一銀行為替手形ナリ

差進候

記

一金五拾六圓也

米國人 E. D. Johnson オルウニル

Mrs. Johnson 日夫人

E. D. Johnson オルウニル

Mrs. Johnson 日夫人

Mrs. Johnson オルウニル

Mrs. Johnson オルウニル

Mrs. Johnson オルウニル

Mrs. Johnson オルウニル

文書課長



明治二十七年六月

附紙

5
文書課長 校正

明治二十七年五月三十日起草
同日發遣

同

主任

坂田

政務局長

了

會計課



帝國軍人 檀波右衛門

外務省

審判會 村正一 件

外務省

在韓國手塚米國人イ、デー、ワカルウエニ外務省
ヨリ責備一令考於六月審判會ニ在り
新在副領事、中ノタニ板ニ右ノ様事
會ニ在リ、審判會ハ五枚目以上ニ限ラレタル規
定ニ有ルモノ本月初十日付テ一ロセテ
以テ四枚ニ及ビ、立口や米國人エス、エ、エフエ
ット外七名ノ審判會ニ在リ、追加トモ
口ニ在リ、板有ニ枚ヲ以テ、不爲ルモノ一ニ

5-0668

0244

右新紅別館了了呈有右ノ及有
及中村之ノ呈有右ノ及有
以上ノ呈有

(不貞平塚来ノ代分四ノ附書ノ呈有)

呈有

外務省

5-0668

0245

明治三十七年六月十八日

28

明治三十七年六月十七日
同日發遣

主任

政務局長

四二

少村外務大臣

在平壤村莊創設青年

常設軍人接復會定於

於本月廿三日發給

外務省

客員十三日所發行

以予は遠征軍の

より一兵隊の

附在百五拾日

本會は接復村

外下右左

附方

手紙

5-0668

0246